

2010年 月 日

京都精華大学日本語リテラシー教育部門所属嘱託助手（チューター）の  
3年雇い止めの廃止を求める要請署名

学校法人京都精華大学理事長 赤坂 博 殿

現在京都精華大学日本語リテラシー教育部門では、8人の嘱託助手（チューター）が働いています。作文作成のために学生と面談をしたり、毎クールごとに学生の作文を添削したり、部門を運営していくための事務作業をしたりとチューターが担っている業務は単なる授業アシスタントにとどまるものではありません。しかし、現在の精華大学の雇用制度はチューターのしごとを補助的なものとみなした上で、契約更新を2回までと制限しています。その結果、しごとの内容が変わるわけではないのに、やっとしごとを覚えたチューターが雇い止めになり、新しいひとを雇用するという非合理的なことが繰り返されています（その新しいひとがしごとを覚えるころにはもう次のひとに引き継ぎを考えなくてはなりません）。現行制度のもとでは、ほんらいひとりひとりのチューターがもっている力は、引継ぎにつぐ引継ぎや、雇い止め後の就職の不安や、実際の就職活動に追われて、十分に発揮することができません。教員として学生にかかわっている以上、学期の途中でやめることが心情的にも難しいので、もし中途採用があっても応募することもなかなか難しい状況です。なによりも経験を積んで、学生とも対話を重ねてきた教員が、一定のスパンで出ていってしまう状況は、学生にとっても、精華大学にとってもなにもいいことはありません。

もっと落ち着いて、学生とも自分たちの生活ともつきあっていけるような労働環境を実現するために、3年雇い止め制度の廃止を強く求めます。

記

一 日本語リテラシー教育部門所属嘱託助手（チューター）の更新年数制限を撤廃すること

名前	所属	住所

取り扱い団体：京都精華大学嘱託教職員組合 SocoSoco 連絡先：ledepart@kyoto-seika.ac.jp  
第一次集約：2010年1月22日（金）。署名欄がすべてうまっていない署名用紙でも、集約日までに京都精華大学明窓館M102日本語リテラシーチュータールームまでお願いします。郵送は〒606-8588 京都市左京区岩倉木野町137京都精華大学日本語リテラシー教育部門（山家）まで。その場合、申し訳ありませんが郵送費はご負担ください。第二次集約は2月12日（金）になります。